

第2章 みどりの配置・整備方針

1 三浦市の生態系評価

(1) 生態系評価

① 生態系評価の概要

本市における自然環境の特徴や緑地の分布を把握・整理した上で、生物とその生息地の保全や再生を視野に入れた生態系評価を検討しました。

本市は、長大な三浦海岸等の砂浜や毘沙門等の岩礁からなる自然海岸が広く分布するとともに、小網代の森等の大規模な樹林地が残るなど、首都圏にありながらも豊かな自然が残っています。一方で台地上の広大な畑地と、それを取り巻く台地縁辺部には斜面林が見られ、人と自然が密接に関係しあって維持されてきた里山の生態・景観も特徴的です。このように、本市は都市化の影響を受けながらも、多様に富む地形や植生、景観を有し、様々な特徴ある自然が残されています。

評価検討にあたっては、本市の基盤環境、植生、土地利用等に着目し、それらの主題図を地理情報システム(GIS)*を用いて解析処理し、本市の特徴的な生態系を把握しました。その上で、本市のビオトープネットワーク*の核や軸として機能する土地を抽出、把握し、本市における総合的な生態系評価を実施しました。

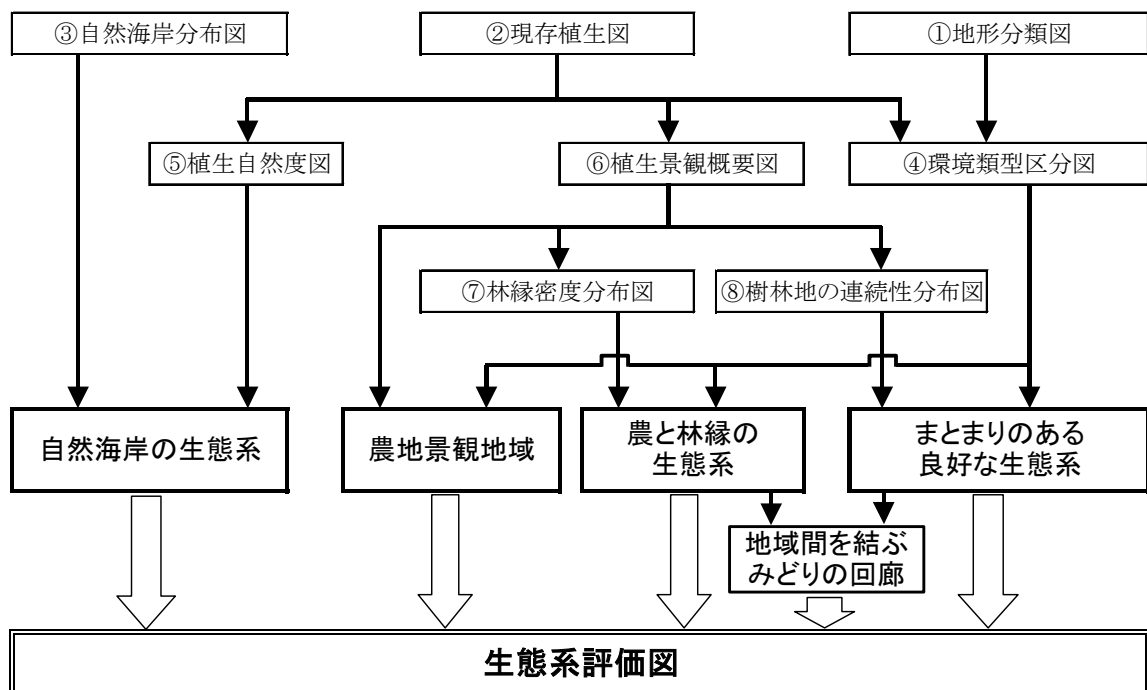


図 2-1 生態系評価の流れ

*地理情報システム(GIS): 位置や空間に関する情報をもったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。GISとは Geographic Information Systems の略。

*ビオトープネットワーク:ビオトープとは生命を育む場所=野生の動植物が生育・生息できる場所のこと。これらは、その一つひとつが単独に「ビオトープ」として働いているわけではなく、相互につながり(ネットワーク)のある大きなひとつのシステムとしていろいろな生物層を支えている。

② 自然海岸の分布

本市は、砂浜や岩礁、干潟からなる自然海岸が多数残存し、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等特色のある植物群落を見ることができます。また、神奈川県レッドデータブック※にも記載されている植物がみられる等、自然海岸は神奈川県内でも貴重な自然と言えます。

③ 樹林地の連続性の分布

本市における樹林地の連続性をみると、本市の中心部に位置する小網代の森から劔崎、岩堂山への樹林地の連続性が明らかになっています。これら樹林地の多くは、過去に薪炭林として利用されており、現在大規模なコナラ群落が残る等、本市のみどりの中核と言えます。その他に連続性が高い場所は、油壺であり、ここにはヤブニッケイタブノキ群落、マテバシイ群落等の常緑広葉樹林がみられます。

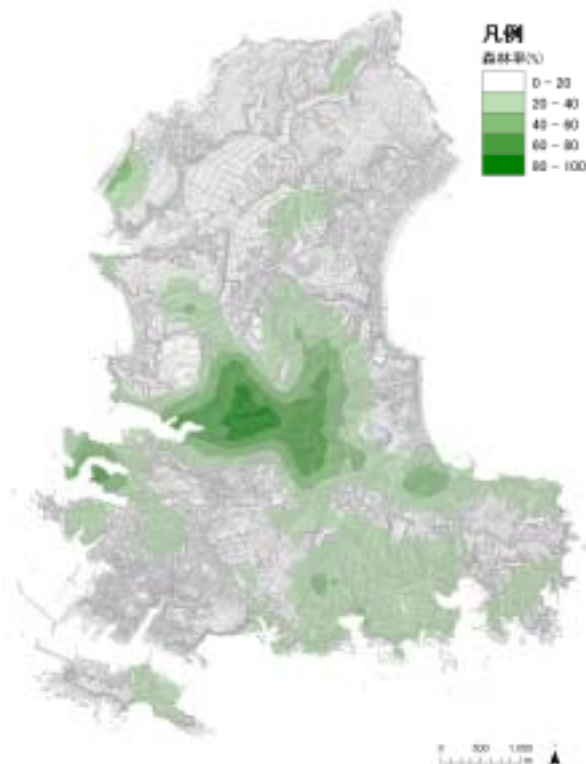
南下浦町や初声町等斜面林が残る場所は、農地の周辺の台地斜面に樹林が帯状に残っており、雑木林として利用されていた樹林が存在しています。

以上のことから、本市中央部の樹林地はみどりの拠点としての役割を持っており、小網代の森から劔崎、岩堂山等南下浦地区の斜面林との連続性が保たれています。



資料：平成 18 年度植生調査をもとに作成

図 2-2 自然海岸分布図



資料：平成 18 年度植生調査をもとに作成

図 2-3 樹林地の連続性分布図

※神奈川県レッドデータブック：レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある生物種をとりあげ、自然の保護における優先順位を決定する手助けとなる種の分布や生息状況などの情報をまとめた本。神奈川県では独自のものを作成しており、2006年版が最新となっている。

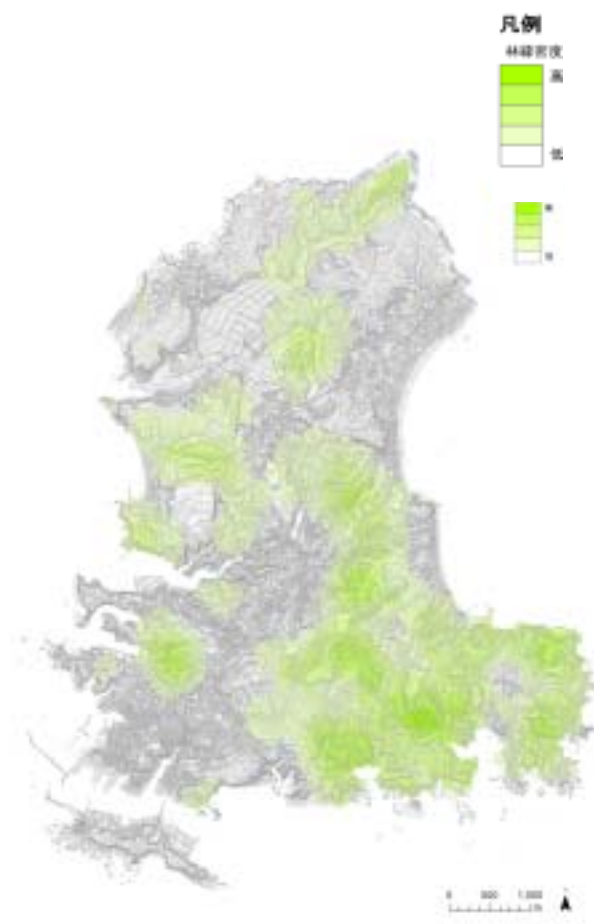
④ 林縁部の抽出

本市では樹林地と農地の境界を中心に林縁^{*}環境がみられます。南下浦町では農地の周辺に樹林地が存在しているので、林縁密度が高い地域が連続して続いています。これらの地域では地形が複雑で、台地斜面が入り組んでおり、林縁の距離が長くなっています。

これら林縁はエコトーン^{*}として、樹林と農地それぞれに生息する生物の生息環境の移行帯としての機能を有しています。

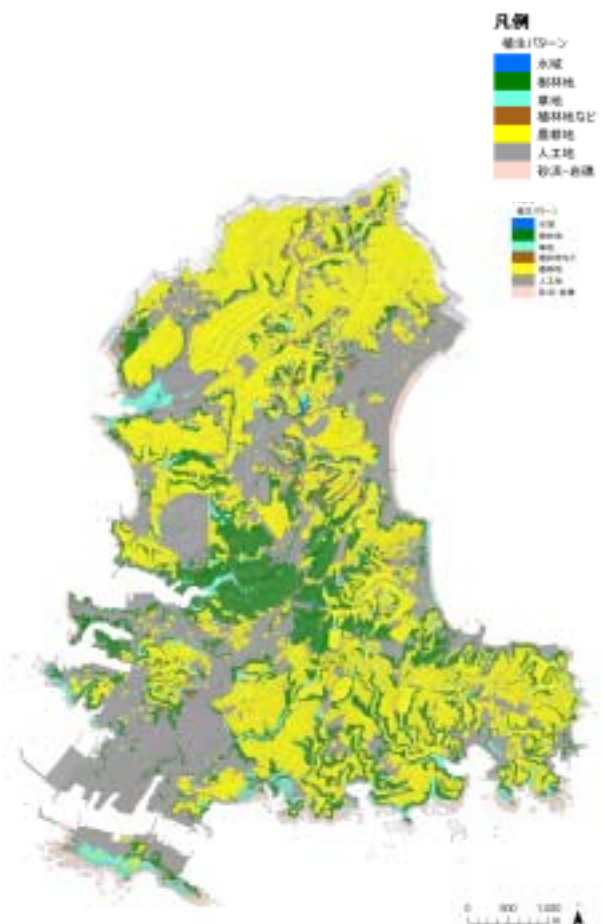
⑤ 農地景観の分布

本市の台地上を中心に大部分が農地で占められています。この農地にはそこに適応した、生物が生息しています。また、農地によって独特の農地景観が形成され、これが本市を特徴づけています。



資料：平成 18 年度植生調査をもとに作成

図 2-4 林縁密度分布図



資料：平成 18 年度植生調査をもとに作成

図 2-5 植生景観概要図

※林縁：林縁(りんえん)とは森や林の縁(ふち)の部分のことを呼び、森林とそれ以外の開けた空間との境界部分のこと。日光が射しこみやすいため、ツル性植物やススキ、スマレ、キイチゴの仲間等、明るいところを好む植物が生育する。

※エコトーン：生物の生息環境の移行帯のこと。ここでは農地と樹林という性質の異なった環境をゆるやかにつなぐ移行帯となる林縁のことを示している。

(2) 生態系評価図

生態系評価図の作成に当たり、以下の4点を抽出しました。

① 自然海岸の生態系

- ◇ 砂浜、断崖、岩礁、干潟等多様な海岸地形とその上の海浜植生から構成される、本市を代表する自然環境である。
- ◇ 本調査において確認した希少種（環境省レッドデータブックおよび神奈川県レッドデータブック記載種）は、全て自然海岸で確認されている。
- ◇ 自然海岸は、本市の全海岸線のうち約57.4%を占めており、極めて自然海岸率が高く、その点から見ても地域性の高い希少な生態系である。

② まとまりのある良好な生態系（みどりの拠点となる大規模な樹林）

- ◇ 樹林を主な生息地とする生物にとって中核的な生息拠点（コアエリア）である。
- ◇ 本市中央部には、コナラ林を主体とした大規模な樹林地が存在する。
- ◇ 本市中央部の大規模な樹林地の中でも小網代の森には干潟からひとつの流域全体をカバーしており、地形、水系、植生の連続性も保たれている。

③ 農と林縁の生態系（農地と斜面林の連続）

- ◇ 農地と台地斜面上の二次林が接する場所で、林縁密度が高い場所である。
- ◇ 林縁を主な生息環境とする生物にとって、重要な地域である。
- ◇ 台地斜面上に残る樹林は生物にとって移動経路となる。
- ◇ 斜面の樹林は、景観上も斜面保全上も極めて重要である。

④ 農地景観地域

- ◇ 本市の土地利用の大部分を占めている。
- ◇ 農地、社寺林、屋敷林等がつくる農地景観となっている。
- ◇ 見通しのよい畑道等自然とのふれあいの場を提供している。
- ◇ ヒバリ等開けた場所を好む生物の生息場所となっている。

⑤ 地域間を結ぶみどりの回廊

- ◇ 生き物たちの移動に役立つよう、それぞれの生態系がネットワークを形成することが必要。
- ◇ そのために、みどりの回廊の維持・保全・創出を行うことで、生物の生育生息環境となる緑地を質・量ともに確保することができる。



- 自然海岸の生態系
砂浜、岩礁、干潟といった三浦市を特徴付ける自然海岸を確保し、希少な生物を保全する地域
- まとまりのある良好な生態系
みどりの拠点となるまとまった樹林であり、樹林の連続性を確保し、生物にとっての中核的な生態拠点
- 農と林縁の生態系
農地と斜面林が連続する林縁密度が高い地域で、林縁を主な生息環境とする生物を保全する地域

- 農地景観地域
広がりのある農地、社寺林、屋敷林などによってかたちづくられる三浦市を代表する農地景観であり、身近な自然とのふれあいの場
- ⇄ 地域間を結ぶみどりの回廊

資料：平成 18 年度植生調査をもとに作成

図 2-6 生態系評価図

2 緑地の系統別配置方針

生態系評価を踏まえ、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの視点から緑地の配置の考え方を示します。

(1) 環境保全を図る緑地の配置方針

海に囲まれて温暖な本市の風土に育まれた特徴的なみどりや、自然環境の骨格を形成する緑地を保全するため、生態系評価を踏まえ、以下の方針を定めます。

- ◇ “自然海岸の生態系”を形成する海と岩礁地帯や砂浜、干潟等多様な自然海岸、そこに形成される海浜植生等については、海浜植物の情報の蓄積とそれに基づく、有効な保護対策を検討しながら、本市を代表する良好な自然環境として一体的な保全を図ります。
- ◇ “自然海岸の生態系”“農と林縁の生態系”を形成する谷戸や海に面した斜面樹林は生き物の生息～移動を可能とする“みどりの回廊”として、生態系の連続性と良好な自然環境の一体的な保全を図ります。
- ◇ “まとまりのある良好な生態系”を形成する本市中央部の大規模な樹林地については、関東地方唯一といわれる集水域の森と河川、干潟、海の連続性が保たれるよう、本市の生態系の“中核的な生息拠点”として、生き物の生息環境を含めて一体的に緑地の保全を図ります。
- ◇ 本市の土地利用の大部分を占める、畑作を中心とする“農地景観地域”については、優良農地の確保とともに、そこにすむ生物の生息環境、良好な自然環境の保全を図ります。
- ◇ 本市中央部の大規模な樹林地の“中核的な生息拠点”と“自然海岸の生態系”“農と林縁の生態系”“農地景観地域”の各生態系相互の連続性とこれらのみどりによって形成される良好な自然環境の一体的な保全を図ります。
- ◇ 赤坂遺跡や海蝕洞穴遺跡群等の遺跡や、三浦一族、源頼朝等に関連した史跡、そして社寺、港町の古いまちなみ等の歴史的資源を、三浦の歴史・文化を伝承するみどりの資源として、保存・活用を図ります。
- ◇ 開発に際しては、極力みどりを保全するように誘導するとともに、みどりが失われた場合は、開発地内へのみどりの回復を誘導します。
- ◇ 農地造成の際には、周辺の斜面緑地や湧水、小河川に生息する生物に配慮した形で保全されるよう、関係機関に生態系への配慮を求めます。
- ◇ 市街地環境の改善、昆虫や鳥等周辺から飛来する生物の生息環境の確保を図るため、公共施設や民有地の緑化を推進します。

(2) レクリエーション需要に対応した緑地の配置方針

本市の海とみどりの特性を活かして、日々の暮らしにゆとりを与えてくれる緑地や、広域のレクリエーション利用に供する緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

- ◇ 自然探勝の場となっている、黒崎、城ヶ島、毘沙門、松輪、金田の各地区にかけての海岸線については、遊歩道の整備・管理の充実を図り、城ヶ島・宮川地区の公園の整備・拡充を図ります。
- ◇ 生物相が豊かな小網代の森、江奈湾、小松ヶ池を生物とのふれあいの場として保全・活用を図ります。
- ◇ 三浦を代表する砂浜の利用を快適、適正なものとするため、長浜、三戸浜、三浦海岸等を海浜レクリエーションの場として保全・活用を図ります。
- ◇ 多様化するレクリエーション需要への対応を図り、飯森地区へスポーツ・レクリエーションを目的に、また宮川地区へ総合的なレクリエーションを目的に公園整備を図ります。
- ◇ 開発事業にあわせて、子供の安全な遊びの場や高齢者等のいこいの場となる身近な公園の確保を図るとともに、既存の公園のリニューアルについても検討します。
- ◇ 三崎下町・城ヶ島については、観光の中心地であるため、交通利用・催し・いこいの場となるオープンスペースを整備するとともに、既存の社寺について、七福神巡り等のレクリエーションの場として活用を図ります。
- ◇ 新たに市街地づくりを進める地区では、計画的かつ、使いやすく効果的な範囲に公園緑地の確保を図ります。
- ◇ 施設開放されている学校については、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用を図っていきます。



小松ヶ池公園

(3) 防災に配慮した緑地の配置方針

海岸低地や台地斜面に市街地・集落の集積する、本市の災害に対する安全性を高める緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

- ◇ 市街地・集落を、高潮や津波から守る海岸緑地と、土砂崩壊を防止する斜面樹林の保全を図ります。
- ◇ 市の中央部に位置する三浦スポーツ公園を防災活動の中心的な公園として活用するとともに、市街地内や三崎港等主要な港周辺に公園や公共施設等のオープンスペースを確保し、避難と防災活動、災害復旧の防災拠点として活用を図ります。
- ◇ 三崎・南下浦・初声の市街地では、地震火災に対する避難場所一帯を中心にして緑地的空間の形成を図ります。特に、三崎下町地区では、家屋の木造率が高い上に人口密集地でもあるため、災害発生時には被害が大きくなることが予想されることから、地区の道路の改良と緑化、沿道の生垣化および防災空地となるオープンスペースの確保等を推進し、市街地の防災性の向上を地区のまちづくり事業等と一体的に推進します。
- ◇ 学校については、災害発生時の避難場所となるオープンスペースとして、活用を図ります。
- ◇ 市街地内の生産緑地地区および、市街地周辺の農地については、災害発生時の一時的な避難の場所等として、保全・活用を図ります。



三浦スポーツ公園

(4) 景観形成上重要な緑地の配置方針

三浦らしい景観を形成する緑地を必要な場所に適正に配置するため、以下の方針を定めます。

- ◇ 半島の輪郭を形づくっている岬や広く分布する岩礁地帯、入江、砂浜、干潟と変化に富んだ自然海岸と背後の自然地は、県下で他に例をみないほど特徴的な景観となっています。この海辺の自然景観について、本市の景観の骨格を形成する緑地として一体的に保全を図ります。
- ◇ 台地を刻む谷戸と斜面の樹林は本市の地形の特徴を表し、奥行きを与える自然景観として保全を図ります。
- ◇ 三崎や三浦海岸の市街地をみどりで整え、まちなみ景観の充実を図り、特に、駅、港、学校、公共公益施設、マリナーの周辺や公園等をまちや地域のみどりの核として景観形成を図ります。
- ◇ 城ヶ島、劔崎等本市の代表的眺望地点、海辺の岩礁地帯等の探勝スポットの保全・活用を図ります。
- ◇ 景観地や史跡、名勝、天然記念物等をつなぐ道路や市内の主要な幹線道路の道路緑化を推進します。
- ◇ 台地の上や北部の低地に伸びる農地の広がりについて、本市を特徴づける農地景観として保全を図ります。
- ◇ 開発に伴うみどりの損失を抑制し、その回復を図り、開発の際には、みどり豊かな景観が維持されるよう誘導します。
- ◇ 開発の際は、事業主に海辺と農地の広がりを特徴とする三浦の景観とともに、海からの景観への配慮を求めます。
- ◇ 歴史的資産となる史跡等、歴史的景観を形成する社寺境内等について、緑地として保全を図ります。



盗人狩

3 みどりの保全および整備の基本的考え方

緑地の系統別配置方針を踏まえ、数値目標の対象となる公園・緑地の確保の基本的考え方を次に示します。また、都市緑化推進の基本方針についても示します。

(1) 施設緑地の基本方針

施設緑地は、公園、広場に代表される、公有地、民有地問わず施設として土地が一体的に確保され、市民等に施設が利用されることを前提として確保・配置する緑地のことです。主に、レクリエーション、防災機能をもつ緑地として、市民等の利用を考慮し、本市では次の区分の施設緑地について、配置・確保を図ります。

緑地の種類	細区分	緑地の概要
都市公園		都市公園法に基づき自治体が整備する公園で、施設緑地の中で最も基本となるものです。主に、レクリエーション、防災の機能をもつ緑地として、その特性に応じて配置・確保を図ります。
住区基幹公園	街区公園 近隣公園 地区公園	主に市街地に居住する市民が日常的に利用するための公園で、住宅地内を中心にバランス良く配置・確保を図ります。
都市基幹公園	総合公園 運動公園	全市から市民が利用する規模の大きな公園で、必要な箇所に配置・確保を図ります。
特殊公園	風致公園 歴史公園	特殊公園は、本市の自然景観や史跡等の資源を活用し、その特性を踏まえて配置・確保を図ります。
都市緑地		都市緑地については、都市環境を保全するように配置・確保を図ります。
その他施設緑地	都市公園以外で公園に準ずるもの等	
公共施設緑地	都市公園以外で公的に土地が担保されている緑地で、施設として利用可能なもの、緑地保全のために土地を確保するもの等その機能に応じて、適切に配置・確保を図ります。	
民間施設緑地	オープンスペースとしての機能を有する民有地で、ほぼ永続的に担保される可能性が高く、公園に準じたものとして、その機能に応じて、適切に配置・確保を図ります。	

(2) 地域制緑地の基本方針

地域制緑地は、風致地区や近郊緑地保全区域等に代表される、法や協定・条例の規制等により一定の区域のみどりを保全する緑地のことです。主に、環境保全、景観形成の機能をもつ緑地として、本市では次の区分の地域制緑地について、配置・確保を図ります。

緑地の種類	細区分	緑地の概要
法規制により保全する緑地（法によるもの）		各根拠法にもとづき緑地指定を図るもので、その機能に応じて適宜配置・指定されます。
都市計画法を根拠に指定する緑地	風致地区 近郊緑地特別保全地区 生産緑地地区	都市計画法によって区域を定めることにより、緑地を保全するもので、その機能に応じて適宜配置・指定されます。
その他法を根拠に指定する緑地	近郊緑地保全区域 保安林 農業振興地域内農用地区域（農振農用地） 緑地相当の文化財 緑地相当の天然記念物	都市計画法以外の法律を根拠に規制等により、緑地を保全するもので、その機能に応じて適宜配置・指定されます。
条例等で保全する緑地（条例等によるもの）	自然環境保全地域（県条例根拠）	条例等を根拠に緑地保全を図るもので、その機能に応じて適宜配置・指定されます。

(3) 都市緑化推進の基本方針

みどり豊かで良好な市街地環境の形成のため、公共施設の緑化を推進するとともに、住宅地や事業所等の民有地の緑化を推進します。

4 施設緑地の整備方針

(1) 住区基幹公園の整備方針

都市公園のうち、最も身近な公園である住区基幹公園について、その整備方針を示します。

① 街区公園等（身近な公園）

ア 現状と課題

- ◇ 人口増加期に設定された過大な将来人口に合わせて設定した将来の公園需要量は、人口の減少が進行する中で、全面的に見直す必要があります。
- ◇ 既成市街地等への街区公園の新たな整備は、土地の確保や財政上の問題から、難しい状況にあります。
- ◇ 昭和 40～50 年代に市街地開発によって確保された街区公園は、整備されてから時間が経過し、老朽化が進みつつあります。しかし、本市は人口規模に対して街区公園の数が比較的多いことから、その維持管理が追いつかない状況にあります。

イ 配置方針

- ◇ 街区公園については、市民に最も身近な公園として、市街化区域内の各所で容易に利用できるようなバランス良い配置を図ります。
- ◇ 近隣公園に代わり、公立学校のグラウンド等の公共施設緑地、その他の都市公園で機能の補完を図ります。



上宮田第1公園(街区公園)

ウ 整備方針

- ◇ 新たな市街地開発が予定されている地区では、0.25haを標準としながら、区域に求められる規模・水準の街区公園を整備し、地区のレクリエーションの充実、防災性の向上や快適な都市環境の形成等、機能の充実を図ります。
- ◇ 開発行為が行われる場合は三浦市まちづくり条例(策定中)にもとづき、適正に街区公園の創出を図ります。
- ◇ 公園用地の確保が困難な各既成市街地では、既設の公園の拡充および社寺や学校グラウンド等の活用による機能補完を図ります。
- ◇ 特に公園・緑地が不足する地区については、可能な限り生産緑地地区を活用し、新たな街区公園の整備を検討します。

エ 管理方針

- ◇ 街区公園については、今後とも市民協働による維持管理を推進します。
- ◇ 既設の街区公園については、地区のニーズや緊急性を踏まえながら、施設の補修や市民協働によるリニューアルを検討します。

② 地区公園

ア 現状と課題

- ◇ 現在三浦市には地区公園の配置がありませんが、市街化の進んでいる南下浦地区・初声地区の間に位置する小松ヶ池公園（現行近隣公園）は、市民に親しまれています。

イ 配置方針

- ◇ 南下浦地区・初声地区の市街地に近接し、利用しやすい位置にある小松ヶ池公園を地区公園として配置します。

ウ 整備方針

- ◇ 現在の小松ヶ池公園を地区公園として拡張整備することを検討し、都市の中の水とみどりのふれあいの場として、市民協働により公園づくりを進めます。
- ◇ 整備にあたっては、水辺と生物の生息環境の維持とまちおこしの拠点としての活用の両面に配慮し、関係団体との調整を図りながら、有効な整備方策の検討を進めます。

エ 管理方針

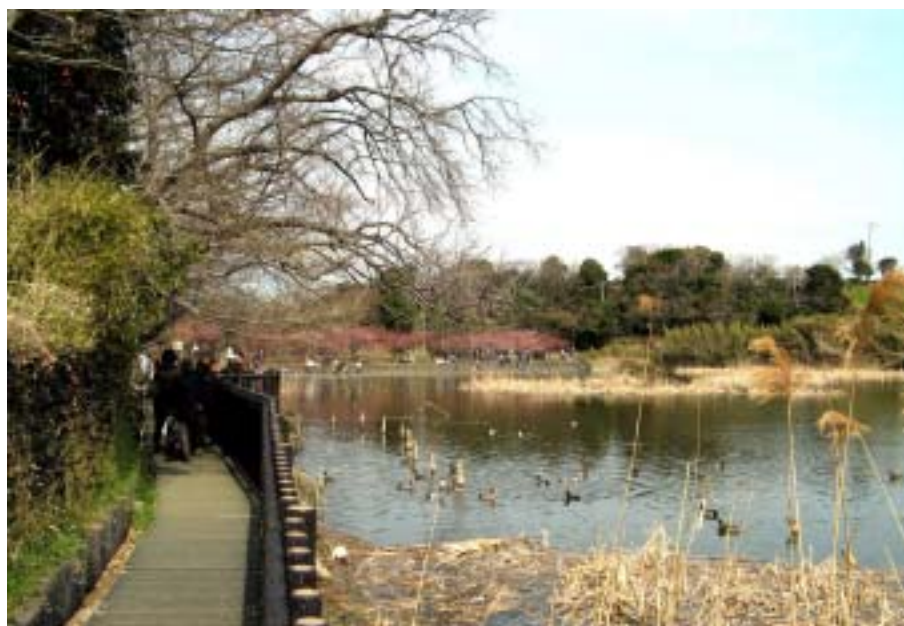
- ◇ 市民協働による維持管理の導入を検討し、市民に愛される公園の維持管理を図ります。また、状況によっては指定管理者制度の導入についても検討します。

- ◇ 水辺と生物の生息環境の保全、まちおこしの拠点の両面について、調整を図り、適切な管理のあり方について検討を進めます。

③ 住区基幹公園の整備目標量

平成 37 年における住区基幹公園の整備目標は次のとおりです。

公園種別	現況（平成 18 年度末現在）			目標年次（平成 37 年）		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
住区基幹公園 計	56	13.38	2.68	93	24.79	4.96
街区公園	55	9.69	1.94	92	15.89	3.18
近隣公園	1	3.69	0.74			
地区公園				1	8.90	1.78



小松ヶ池公園

(2) 都市基幹公園の整備方針

都市公園のうち、全市的な利用を図る都市基幹公園について、その整備方針を示します。

① 運動公園、総合公園

ア 現状と課題

- ◇ 都市基幹公園として、現在、飯森地区に三浦スポーツ公園を整備中です。
- ◇ 市民全体で利用を図る、規模の大きい公園の設置が望まれます。

イ 配置方針

- ◇ 運動公園については全市的な利用を考慮しつつ、主に南下浦地区・初声地区の市街地から利用が容易な位置に三浦スポーツ公園を配置します。
- ◇ 総合公園については全市的な利用を考慮しつつ、主に三崎地区の市街地から利用が容易な位置に（仮称）宮川総合公園を配置します。

ウ 整備方針

- ◇ 飯森地区で整備が進む三浦スポーツ公園については、引き続き公園施設の整備を図り、スポーツレクリエーションの拠点として活用を図ります。
- ◇ 宮川では、一部供用されている宮川公園を（仮称）宮川総合公園として拡張整備を進め、風車と宮川湾を望む眺望を楽しめる市民のいこいの場として活用を図ります。
- ◇ 三浦スポーツ公園については、レクリエーション的利用とともに、災害発生時の防災拠点として機能するよう、防災施設や防災機能の充実を検討します。

エ 管理方針

- ◇ 指定管理者制度等民間活力の導入を推進し、既に同制度が導入されている県立城ヶ島公園の例を参考に、より効率的な公園の維持管理を図ります。



現在の宮川公園と風車

② 都市基幹公園の整備目標量

平成 37 年における都市基幹公園の整備目標は次のとおりです。

公園種別	現況（平成 18 年度末現在）			目標年次（平成 37 年）		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
都市基幹公園 計	1	5.27	1.05	2	22.44	4.49
運動公園	1	5.27	1.05	1	8.21	1.64
総合公園				1	14.23	2.85

（3）特殊公園、都市緑地の整備方針

都市公園のうち、地域特性の活用を図る特殊公園、都市緑地について、その整備方針を示します。

① 特殊公園

ア 現状と課題

- ◇ 特殊公園では県立城ヶ島公園および油壺公園が風致公園としてそれぞれ供用され、多くの人に親しまれています。
- ◇ 三戸地区の赤坂遺跡は国指定史跡に向け、現在調整が進められています。

イ 配置方針

- ◇ 風致公園については、既設の県立城ヶ島公園および油壺公園に加えて、新たに松輪地区に（仮称）劔崎公園の配置を検討します。
- ◇ 歴史公園については、新たに三戸地区に（仮称）赤坂歴史公園を配置します。

ウ 整備方針

- ◇ 風致公園は、県立城ヶ島公園の拡大整備を県に働きかけます。また、劔崎灯台周辺に、灯台と一体となった東京湾と相模湾双方が眺望できる（仮称）劔崎公園の整備を検討します。
- ◇ 歴史公園は、現在国指定史跡に向け調整が図られている（仮称）赤坂歴史公園の整備を促進します。



海から見た劔崎と劔崎灯台

エ 管理方針

- ◇ 県立城ヶ島公園については、引き続き指定管理者制度による維持管理を要請します。また、その他の特殊公園についても、指定管理者制度等民間活力の導入を検討し、より効率的な公園の維持管理を図ります。

② 都市緑地

ア 現状と課題

- ◇ 郷戸緑地が都市緑地として位置づけられています。

イ 配置方針

- ◇ 都市緑地については、既設の郷戸緑地を引き続き配置します。

ウ 整備方針

- ◇ 既設の郷戸緑地については都市緑地として適切に保全を図っていきます。また、民間施設緑地や公共施設緑地等で保全のために必要な場合については、都市緑地等に位置づけ保全することも検討します。

エ 管理方針

- ◇ 都市緑地については、樹林地を保護する観点から、市民協働による維持管理方策について検討を進めます。

③ 特殊公園、都市緑地の整備目標量

平成 37 年における特殊公園、都市緑地の整備目標は次のとおりです。

公園種別	現況（平成 18 年度末現在）			目標年次（平成 37 年）		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
特殊公園計	2	14.80	2.96	4	34.51	6.90
風致公園	2	14.80	2.96	3	34.04	6.81
歴史公園				1	0.47	0.09
都市緑地	1	0.64	0.13	1	0.64	0.13

(4) その他施設緑地の確保方針

都市公園以外の施設緑地である公共施設緑地、民間施設緑地について、その確保の方針を示します。

① 公共施設緑地

ア 現状と課題

◇ 公園の確保の困難な市街地において、貴重なオープンスペースとして既設の公共施設緑地の活用が求められています。

イ 配置方針

◇ 施設開放学校については、市立小学校、中学校のグラウンドについて、市内各所に配置します。

◇ 保全緑地については、既設の金田緑地を配置するとともに、小網代の森、(仮称)江奈湾緑地を配置します。

◇ 公的緑地については、道路沿いや漁港等その特性に応じて市内各所に配置します。

◇ 広場については、三崎小公園を配置するとともに、新たに(仮称)新駅前広場を配置します。



南下浦小学校

ウ 確保方針

- ◇ 市内の小学校、中学校については、グラウンドが市民に開放されており、災害時に避難場所となることから、市街地内の貴重なオープンスペースとして、既存施設の積極的な活用を図ります。
- ◇ 保全緑地については、既設の金田緑地の保全を図ります。また、小網代の森については、地権者に働きかけ、保全と活用を図ります。加えて、(仮称)江奈湾緑地の公有地化を図り、貴重な干潟の背後にある樹林地の保全を図ります。
- ◇ 公的緑地については、既設の下宮田道路緑地第1、金原緑地、間口緑地、三崎港緑地、金田湾緑地、県立三浦ふれあいの森、三浦市総合体育館、東大臨海実験所を引き続き確保し、施設の活用を図ります。また、(仮称)二町谷公園、(仮称)二町谷緑地の早急な整備を促進します。
- ◇ 三崎下町地区の観光の拠点として、三崎小公園の活用を図ります。
- ◇ 京浜急行延伸整備時には(仮称)新駅前広場の整備と適切な緑化を推進します。

② 民間施設緑地

ア 現状と課題

- ◇ 市街地内の社寺境内等の民間施設緑地は、公園の確保の困難な市街地における貴重な緑地空間として、その保全・活用が求められています。



江奈湾と湿地

イ 配置方針

- ◇ 社寺緑地については、市街化区域内の 500 m²以上の社寺境内を位置づけ配置します。
- ◇ 三浦海岸駅前広場、三崎口駅前広場等の民有緑地を配置します。
- ◇ 民間墓園については、1ha 以上の墓園を位置づけ配置します。

ウ 確保方針

社寺緑地（市街化区域内の社寺境内）については、三浦の歴史資源であるとともに、緑地の少ない市街地内の貴重なオープンスペースとして、その保全・活用を図ります。

- ◇ 三浦海岸駅前広場、三崎口駅前広場等、民有緑地の継続的確保、緑化の推進、緑地機能の充実が図られるよう土地所有者に働きかけます。
- ◇ 民間墓園については、オープンスペースの一種として確保を図ります。

③ その他施設緑地の確保目標量

平成 37 年におけるその他施設緑地の確保目標は次のとおりです。

緑地種別	現況（平成 18 年度末現在）			目標年次（平成 37 年）		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
公共施設緑地	24	23.00	4.60	28	86.14	17.23
民間施設緑地	29	20.63	4.13	29	20.63	4.13



最福寺と三崎下町の家並み

5 地域制緑地の指定方針

法や協定・条例等の規制により一定の区域の緑地を保全する地域制緑地について、都市計画法で保全する緑地、その他根拠法で保全する緑地、条例等で保全する緑地に区分し、その指定方針を示します。

(1) 法規制により保全する緑地（法によるもの）

ア 現状と課題

- ◇ 小網代の森については小網代近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法根拠)が指定されていますが、さらなる保全の強化が求められています。
- ◇ 風致地区は油壺、城ヶ島、下浦海岸、松輪・毘沙門、黒崎風致地区が昭和30年代以前に指定されましたが、市街化の進展にともない指定当時と土地利用が一変し、地域の実情に合わない地区が生じています。
- ◇ 市街化区域では、生産緑地地区が指定されています。本市では他都市と比べて営農意欲が高いため、当面は営農空間として活用されることが予想されますが、将来的には公園用地等としての確保が望まれます。
- ◇ 近郊緑地保全区域は、剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域、小網代近郊緑地保全区域が指定されており、今後とも適切に保全を図る事が望まれます。
- ◇ 保安林は海岸の防風防潮や土砂崩壊防止等の目的で指定されており、今後とも適切に保全を図る事が望まれます。
- ◇ 本市域の半分近くを農地が占めていますが、そのうち、市街化調整区域の大半は農業振興地域の農用地区域(以下「農振農用地」とします)に指定されていて土地改良等の農地の整備、畑地造成が進んでいます。
- ◇ 旧三崎小学校城ヶ島分校(市指定文化財)、城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地(県指定天然記念物)は緑地に相当する文化財、天然記念物として重要です。

イ 配置方針

- ◇ 近郊緑地保全区域の枢要な区域に、近郊緑地特別保全地区を配置します。
- ◇ 風致地区については、自然海岸の生態系および農と林縁の生態系を形成し良好な風致を有する、三崎下町地区を除く沿岸部の一帯に油壺、城ヶ島、下浦海岸、松輪・毘沙門、黒崎風致地区を配置します。
- ◇ 生産緑地地区については、三崎下町地区を除く市街化区域内の適地に配置します。
- ◇ 近郊緑地保全区域については、まとまりのある良好な生態系を形成する地域を中心に、生態系評価の高い地域およびその相互を結ぶみどりの回廊の保全を図るよう南下浦地域一帯および小網代の森に配置します。

- ◇ 保安林については、その目的に応じて市内各所に配置します。
- ◇ 農振農用地については、市街化調整区域に配置します。

ウ 指定方針

- ◇ 近郊緑地保全区域の枢要な区域について、近郊緑地特別保全地区の指定等保全の強化を図ります。
- ◇ 風致地区については、都市の風致を維持するため、引き続き指定するものとしませんが、地域の実情に合わない地区については、必要に応じて見直しを図ります。
- ◇ 生産緑地地区は現状を維持する努力を続けるとともに、公園の不足する地区については、公園用地として活用することを検討します。
- ◇ 近郊緑地保全区域は、既指定の剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域、小網代近郊緑地保全区域について、引き続き指定を図ります。
- ◇ 保安林は引き続き指定されるよう、関係機関と調整を図ります。
- ◇ 農振農用地については、農業振興地域整備計画にもとづき、必要な農用地の確保を図っていきます。
- ◇ 旧三崎小学校城ヶ島分校(市指定文化財)、城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地(県指定天然記念物)は緑地に準じた文化財、天然記念物として、その保全を図ります。



上空から見た小網代の森

(2) 条例等で保全する緑地（条例等によるもの）

ア 現状と課題

- ◇ 海岸には、県条例に基づく3箇所の自然環境保全地域が指定されており、今後とも適切に保全を図る事が望まれます。

イ 配置方針

- ◇ 自然環境保全地域については、自然海岸の生態系を形成する地域のうち、相模湾沿岸部において、特に保全が必要な地域に配置します。

ウ 指定方針

- ◇ 自然環境保全地域については、既指定の長浜自然環境保全地域、三戸自然環境保全地域、油壺自然環境保全地域について、引き続き指定を図ります。



三戸自然環境保全地域(小網代湾)

(3) 地域制緑地の指定目標量

平成 37 年における地域制緑地の指定目標は次のとおりです。

緑地種別	現況（平成 18 年度末現在）			目標年度（平成 37 年度）		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
法規制により保全する緑地	148	2791.84	558.37	125	2866.75	573.35
風致地区	5	938.20	187.64	5	923.75	184.75
近郊緑地保全区域	2	688.00	137.60	2	688.00	137.60
近郊緑地特別保全地区				1	65.00	13.00
生産緑地地区	137	22.10	4.42	113	18.78	3.76
農振農用地区域	1	1111.42	222.28	1	1139.10	227.82
保安林区域	1	32.00	6.40	1	32.00	6.40
文化財・天然記念物	2	0.12	0.02	2	0.12	0.02
条例等で保全する緑地	3	25.20	5.04	3	25.20	5.04

6 都市緑化の推進方針

みどり豊かで良好な市街地環境の形成のため、次のような公共施設や民有地への緑化推進施策の展開を図ります。なお、各施策の詳細については第 3 章 三浦市のみどりづくり施策「2 まちの緑化を推進する」に詳しく記載しています。

緑化の種類	緑化の対象	施策の方向(第 3 章)
公共施設緑化	道路、交通拠点	フラワーロードづくり
	公園	身近な公園づくり
	漁港、マリーナ等	みどりの港町づくり
	官公庁、学校、公営住宅等	みどりの公共施設づくり
民有地緑化	住宅地、商業地、事業所	民有地へのみどりづくり